



地域経済活性化支援機構（REVIC）による 再チャレンジ支援の取り組み

株式会社地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (REVIC)

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2802号
加入協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

平成29年3月



REVICOの概要

- 1 名称 :** 株式会社 地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (略称 REVIC)
- 2 設立 :** 平成21年10月14日 (株企業再生支援機構)
(社名変更日: 平成25年3月18日)
- 3 本社所在地 :** 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル9階
- 4 資本金 :** 約261億円
- 5 株主 :** 預金保険機構等
- 6 役職員数 :** 329名 (平成29年2月1日時点)

| | | | | | | |
|---------------|----------|-------|---------|--------|------|-------|
| 7 役員 : | 代表取締役社長※ | 今井 信義 | 社外取締役※※ | 松嶋 英機 | 特別顧問 | 瀬谷 俊雄 |
| | 代表取締役専務 | 林 謙治 | 社外取締役※ | 伊藤 真 | 特別顧問 | 三村 明夫 |
| | 常務取締役 | 河野 一郎 | 社外取締役※ | 中村 利雄 | 執行役員 | 國府 利計 |
| | 常務取締役 | 藤野 琢巳 | 社外取締役※ | 西川 久仁子 | 執行役員 | 廣瀬 泰文 |
| | 常務取締役 | 三森 仁 | 社外取締役※ | 樋渡 啓祐 | 執行役員 | 石川 卓弥 |
| | 常務取締役 | 渡邊 准 | 監査役 | 太田 順司 | 執行役員 | 原田 健史 |
| | | | 監査役 | 山崎 彰三 | 執行役員 | 坂田 達也 |
| | | | 監査役 | 西原 浩一郎 | 執行役員 | 兵頭 賢 |
| | | | | | 執行役員 | 竹山 智穂 |

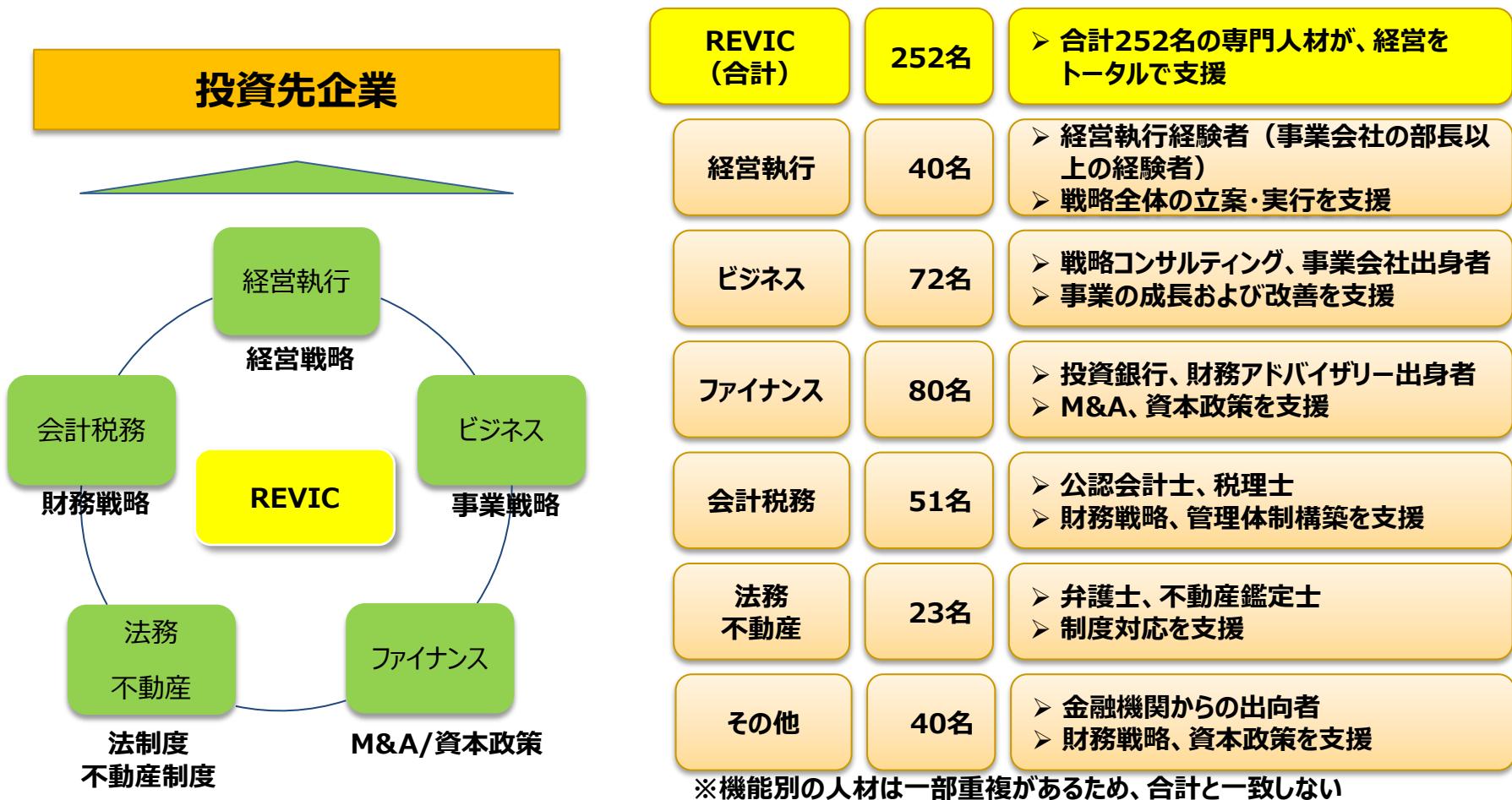
※※ 地域経済活性化支援委員会 委員長
※ 地域経済活性化支援委員会 委員

- 8 子会社 :** REVICキャピタル(株)、REVICパートナーズ(株)、(株)日本人材機構

REVICの支援と人材の特長

- REVICの多種多様な専門人材が、投資先の企業をトータルに支援
- 個別課題に対する「部分最適」ではなく、「全体最適」が可能

REVICの人的支援体制（2017年2月1日時点）



REVICのミッション

①REVICの基本方針

先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造

地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と
浸透

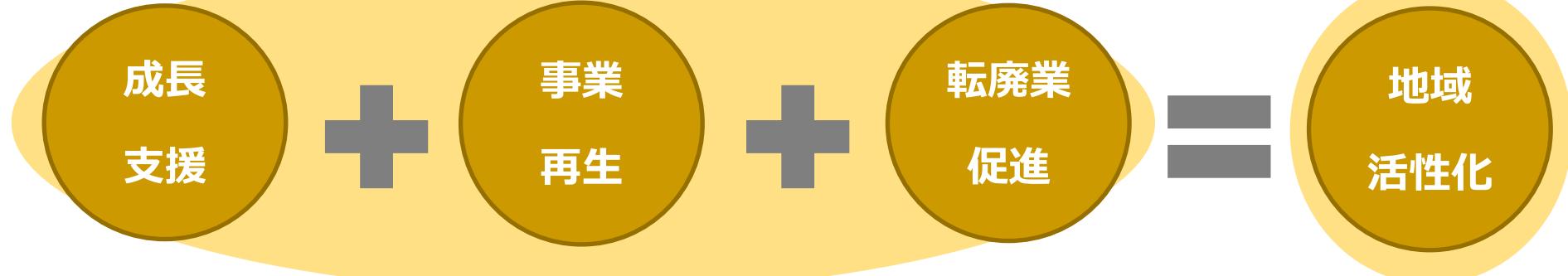
専門人材の確保と育成、および地域への
還流

②REVICの基本認識

- 役割：**地域金融機関の地域活性化への取組みを支援**
- 地域金融機関への具体的支援策
 - **地域経済・産業の現状・課題を踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューションを提供するために行う事業性評価**をサポート
 - **ソリューション提供ツールとしてのファンドの設立・運営、事業再生**をサポート
- 時限組織として自覚（業務完了期限：平成35年3月末）：**ノウハウの移転**
 - REVICの業務終了後も、**地域金融機関の地域活性化への取り組みが持続的に行われるよう環境整備**

地域経済の活性化に必要な機能の提供

地域で必要な機能をフルラインで提供



地域に密着した金融機関の努力

REVICによるサポート

成長
支援

活性化ファンド業務
(運営・出資)

地域活性化ファンド(中核企業支援、
観光、ヘルスケア)の設立・運営

再生
支援

事業再生支援業務

再生ファンド
業務 特定出資
業務 特定信託
引受業務

取引先の再生支援

転廃業
支援

再チャレンジ支援業務
(特定支援業務)

転廃業、再チャレンジ支援

人財
支援

特定専門家派遣業務
(金融機関/事業者向け)

金融機関の事業性評
価、取引先に係る事
業再生等のアドバイス、
(一定の要件下)取引
先への直接派遣

短期トレーニー制度

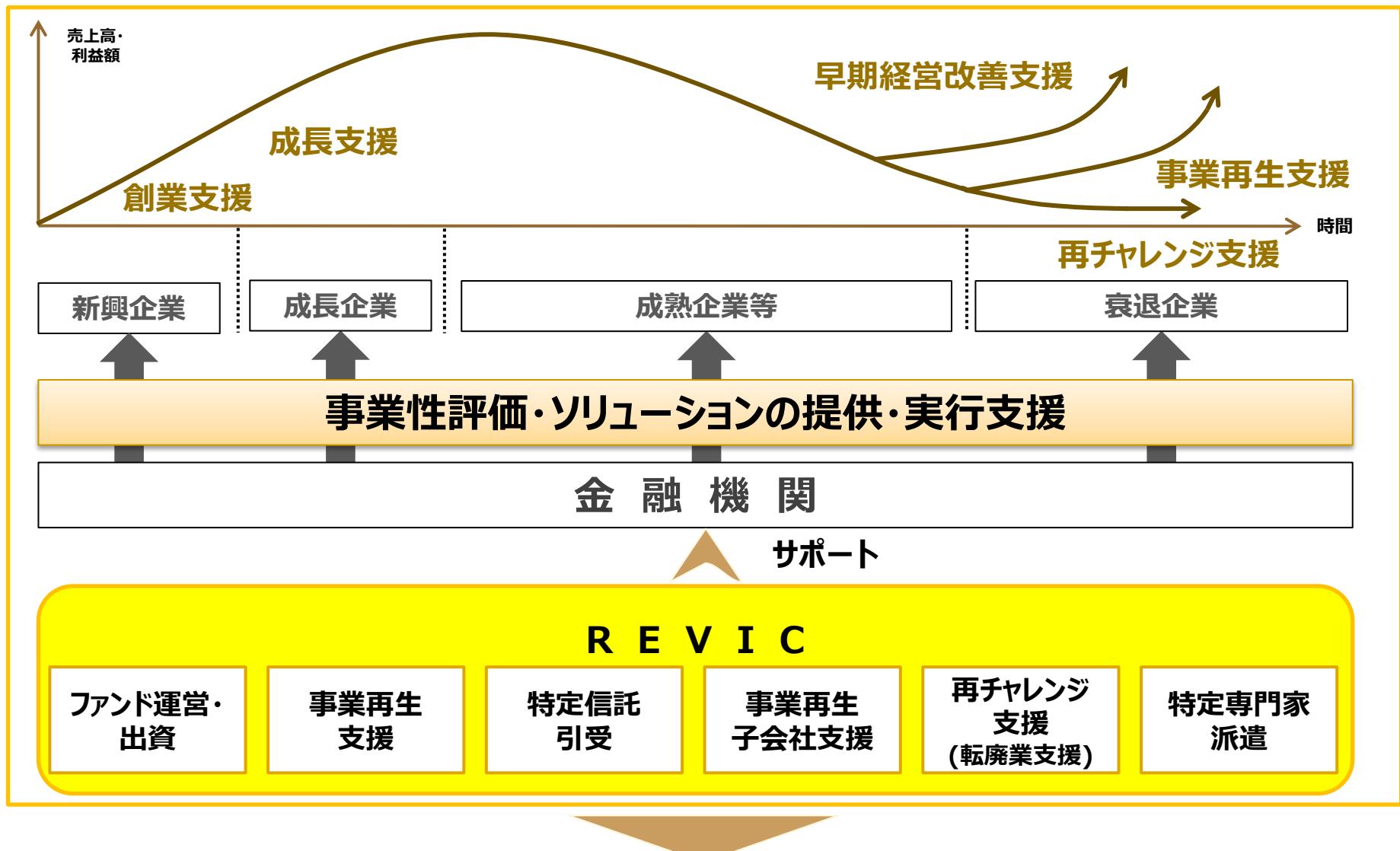
6ヶ月間REVICに
出向し、特定専門
家派遣業務に関わ
ることで、事業性評
価に係るノウハウを
直接習得

日本人材機構
(子会社)

地域企業等に対し、
密接な対話等を通
じて大都市圏の「経
営幹部人材」を紹
介

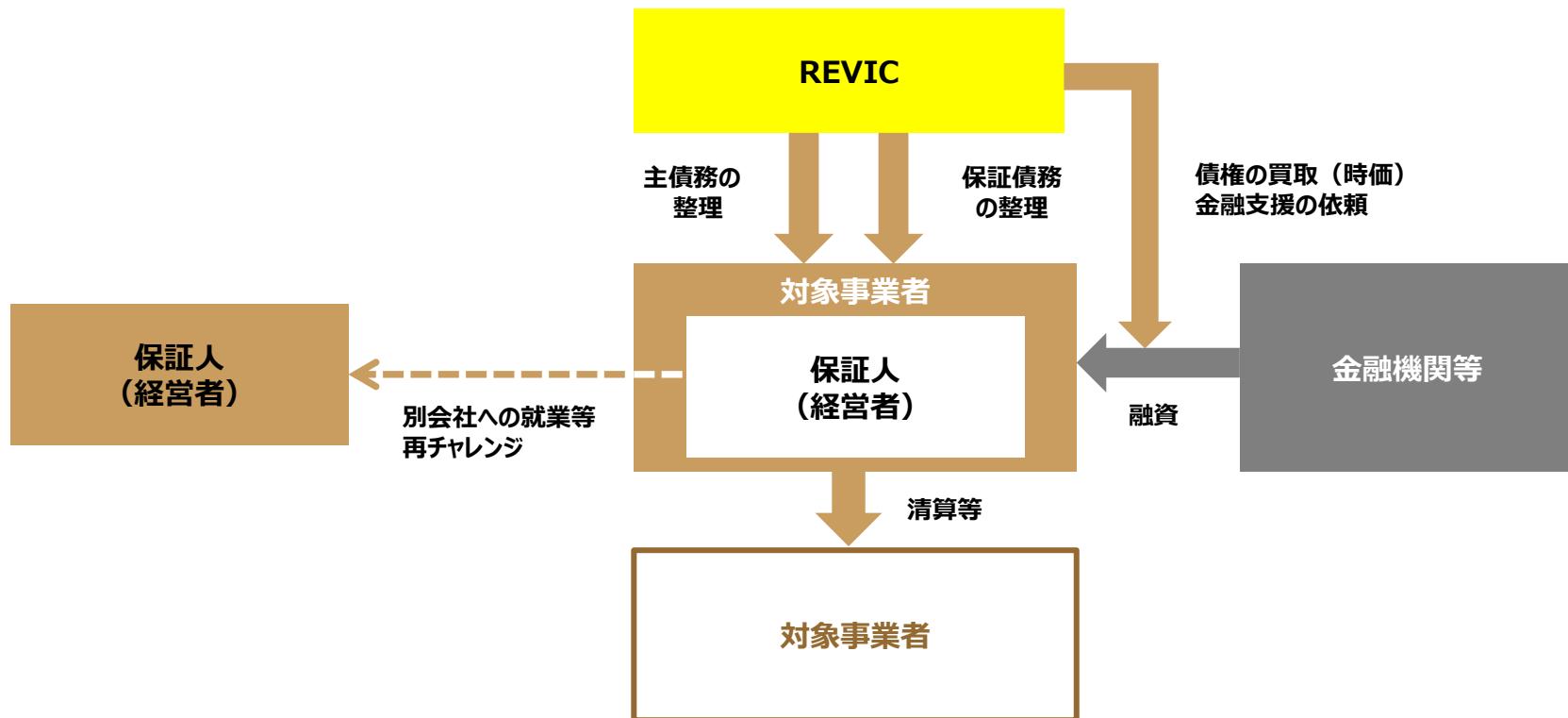
専門家派遣業務、短期トレーニー制度を通じて得た知見、地域金融機関等との対話を踏まえ、シームレスな制度設計

REVIC:企業のライフステージに応じたREVICの役割



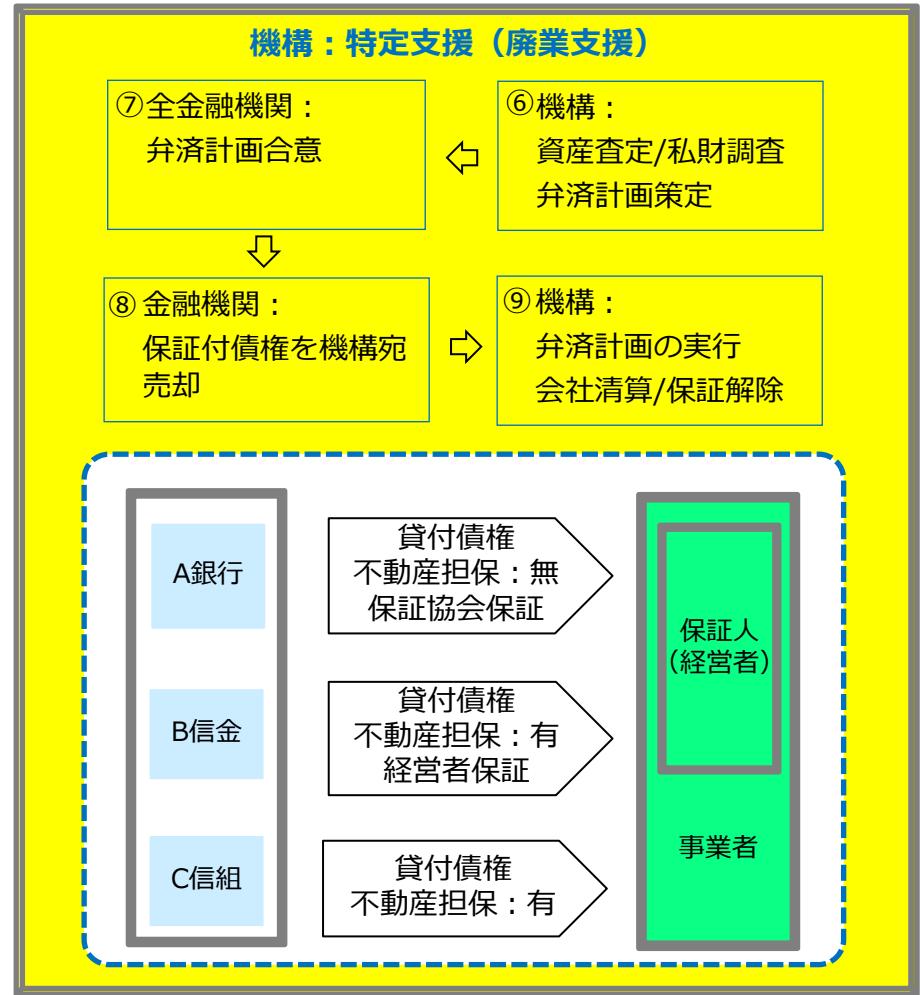
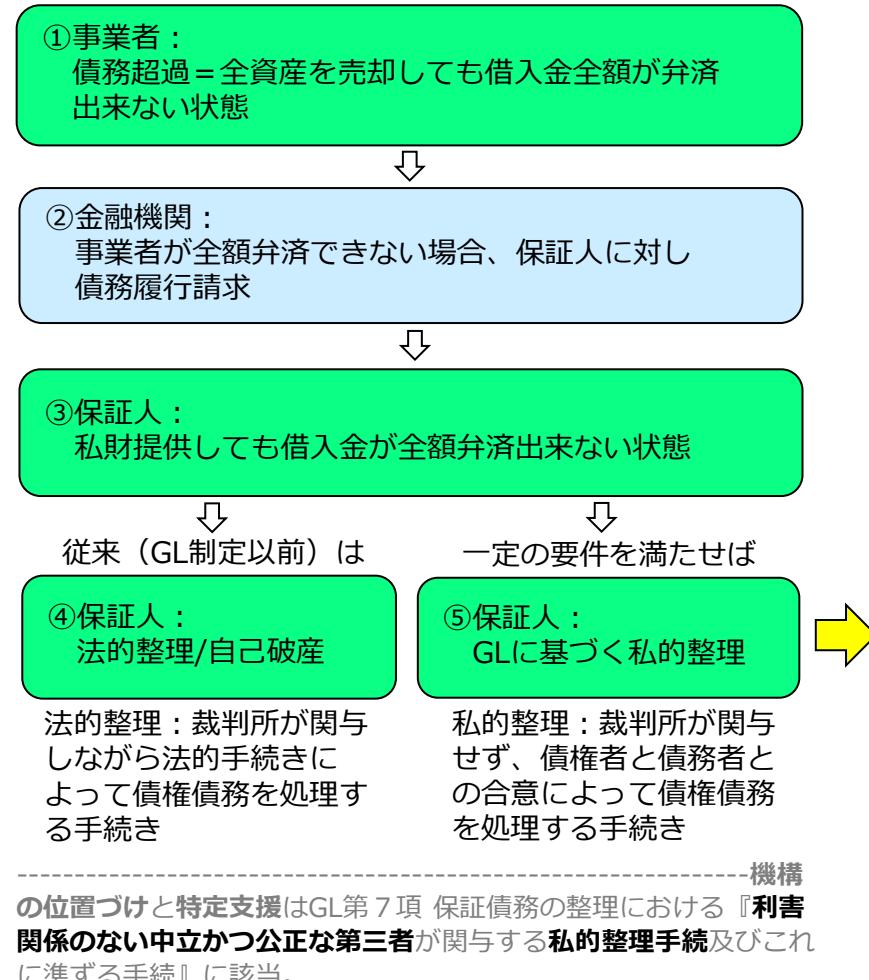
転廃業支援：再チャレンジ支援業務（特定支援業務）

- 金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等をREVICが買取り、事業者の全ての金融債務と経営者保証ガイドラインに沿った経営者個人の保証債務の整理を一体で行う業務。
- 事業の継続が困難な事業者の円滑な退出を促し、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝と活性化を促す。

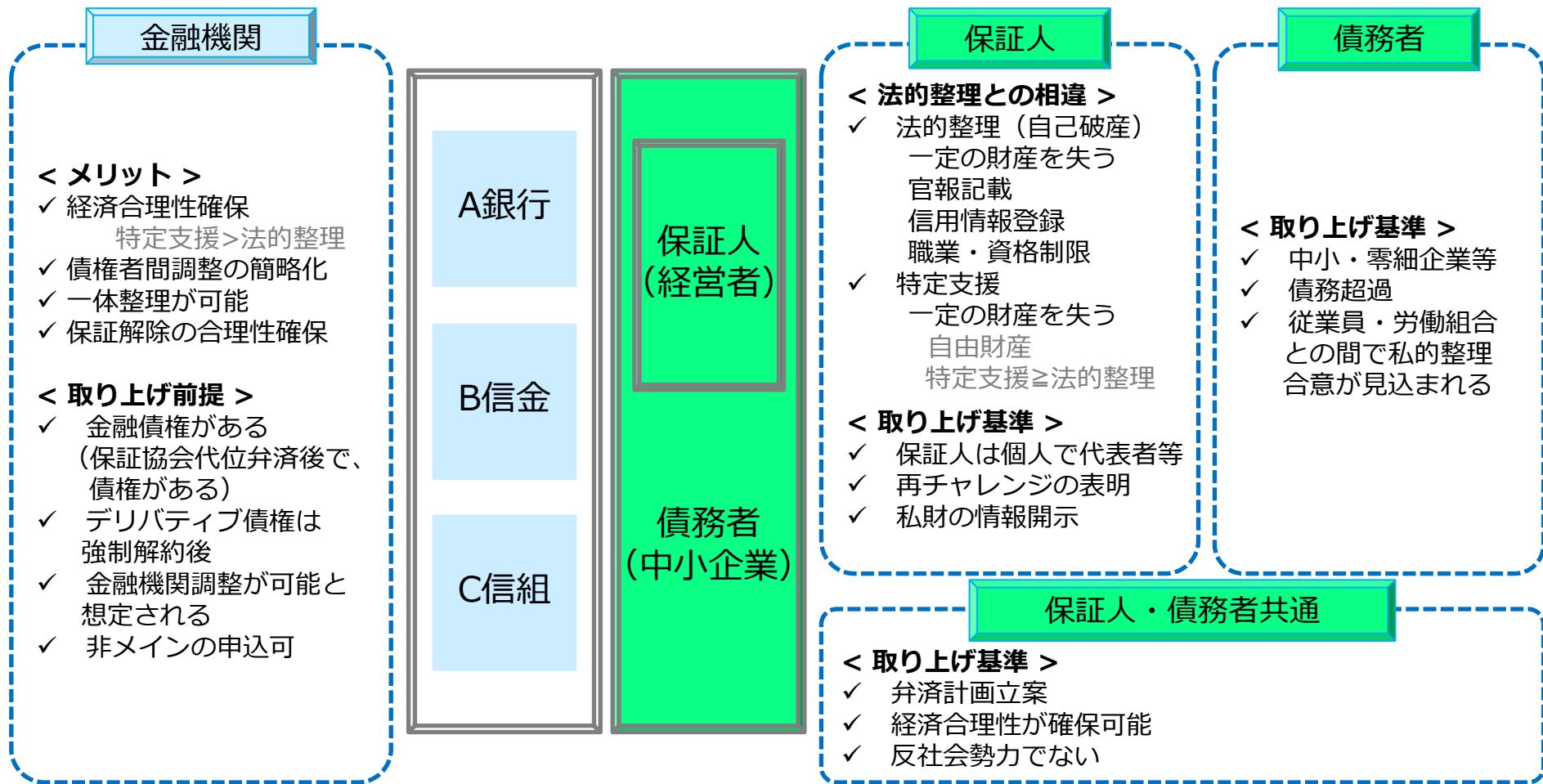


特定支援業務の概要

再チャレンジ支援業務（特定支援業務）とは、平成25年12月に制定された「経営者保証に関するガイドライン（GL）」に従い、事業者の債務整理を行うと同時に代表者等保証人の保証債務について一体整理を行うために平成26年10月14日施行の改正機構法により新たに認められた地域経済活性化支援機構（機構/REVIC）の業務。



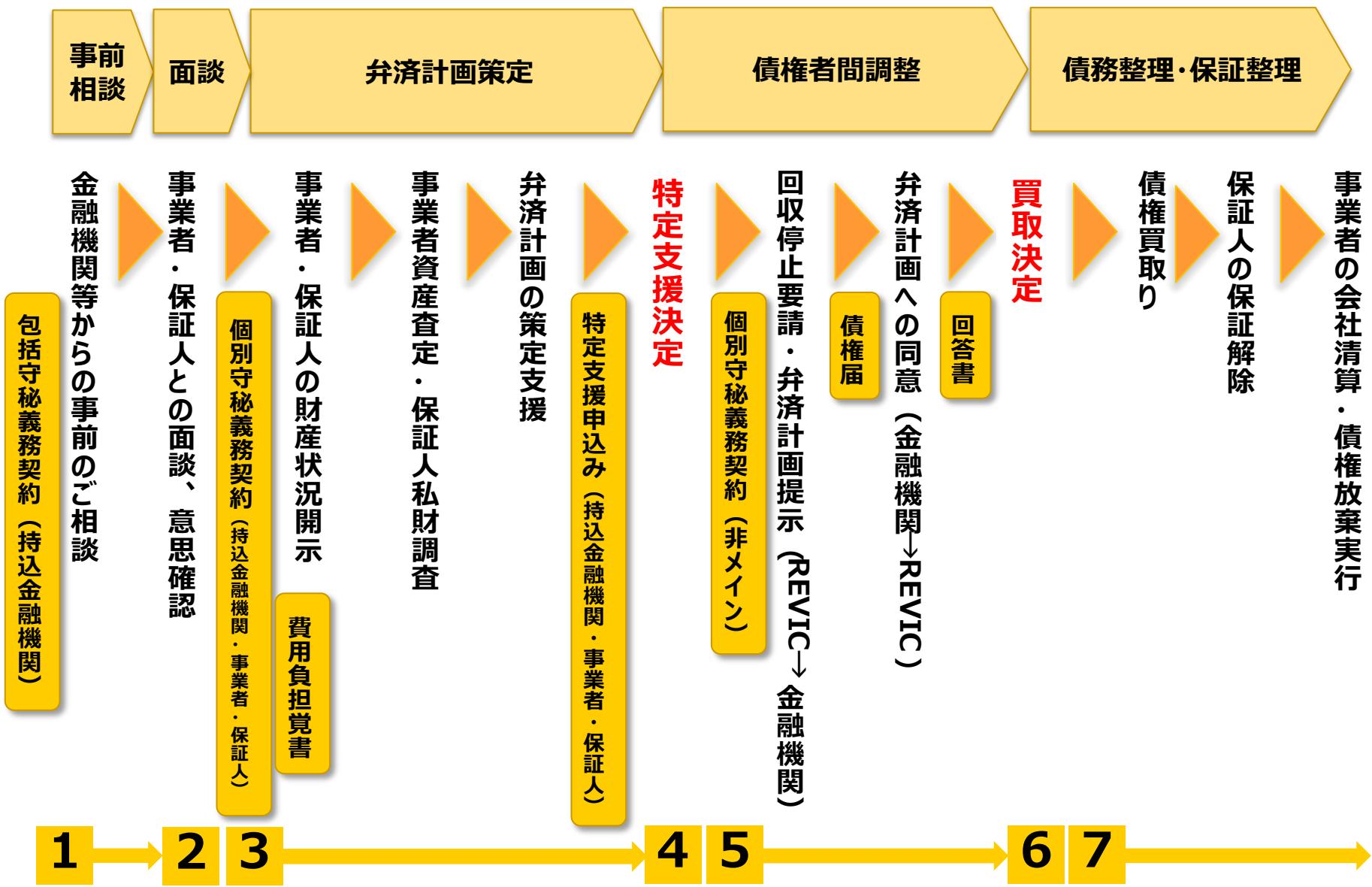
特定支援における金融機関、保証人、債務者に係る論点



その他、特定支援の初期の見極めについては、主に以下が着眼点となる。

- ・債務者の一般債務、租税債務等について、債務者の保有する現預金や非担保提供資産で完済が可能であること
- ・特定支援による保証解除後、保証人個人の債務 (ex.住宅ローン) が返済可能と見込まれること
- ・保証人に所有資産の処分意思があること、債務者に事業廃業の意思及び不動産等資産の処分意思があること

特定支援業務の流れ



特定支援業務の流れ 1



1 事前相談・初期検討

- ・主に対象事業者の取引金融機関から受付
- ・必要資料等：事業概要・直近決算書（試算表）・保全状況・保証人調査書等

【REVIC初期検討段階におけるチェックポイント】

①事業者の支払能力

廃業～清算完了まで、商取引債務、公租公課、労働債務等の金融債務以外の債務を完済できるか

②代表者等保証人の支払能力

金融債務の保証債務整理により住宅ローン等の保証人の個人債務を返済できるか

③代表者等保証人の再チャレンジ

再チャレンジの見込みまたは意向はあるか

④一体整理による金融債権者の経済合理性

事業者・保証人資産の換価処分による弁済原資の合計額≥破産の場合の弁済額

2 面談

- ・検討可能となった場合、まずは金融機関から対象事業者、代表者等保証人へ意思確認
- ・意志確認後、REVICも同行し面談

特定支援業務の流れ 2



3 弁済計画策定

- ・対象事業者及び代表者等保証人の財産状況に関する資料を徴求。
依頼資料として、法人は決算書やその決算書に記載の各資産の内容、借入一覧、元帳関係、通帳関係の写し等。
個人は、住民票、課税証明書、通帳関係の写し、家計全体の状況表等。
- ・資料の開示を受けREVICが資産査定及び私財調査を行い、弁済計画を策定

4 特定支援申込み～特定支援決定

- ・持込金融機関、対象事業者、代表者等保証人の連名で申込み
- ・REVICにて特定支援決定基準の各要件の充足確認

5 債権者間調整

- ・REVICは、関係金融機関等に対して、特定支援決定を行った経緯、弁済計画の内容、金融支援の依頼内容を説明
- ・金融機関の対応は次の2つ
①弁済計画に従って弁済を受けたのち、債権放棄等を行うことに同意するか
②債権をREVICに対して売却するか

6 買取決定

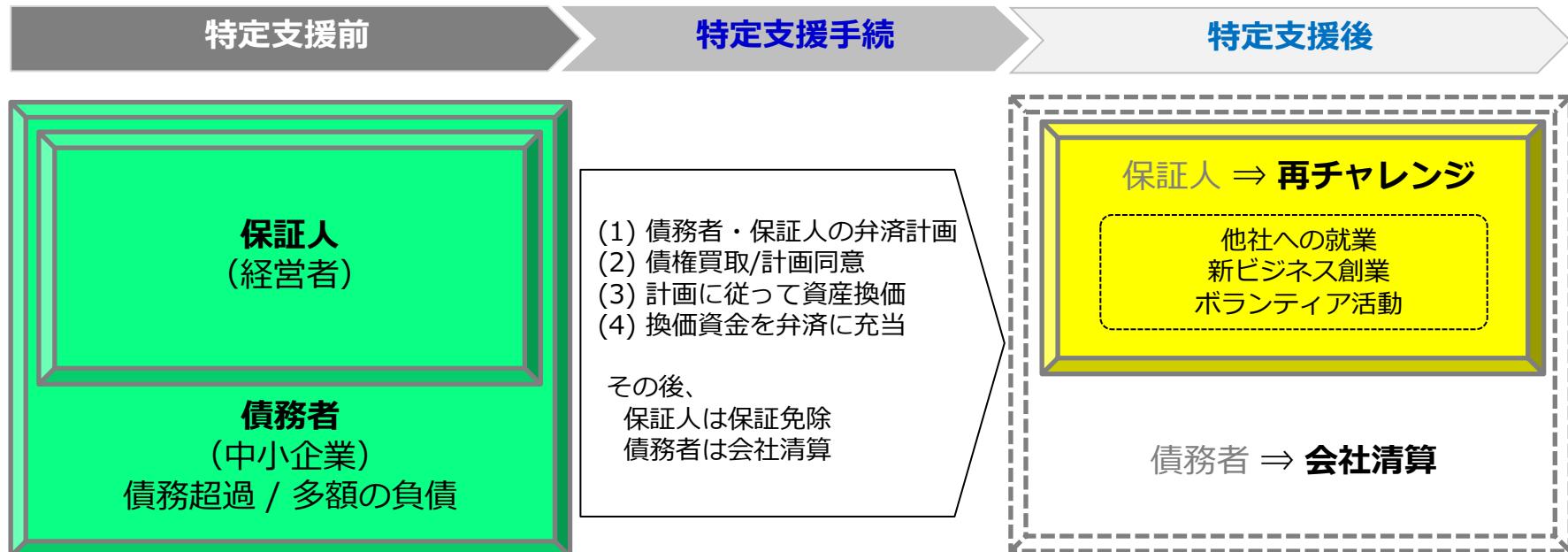
- ・関係金融機関等から必要な同意が得られた場合は、債権買取り等を行う

7 債務整理・保証整理

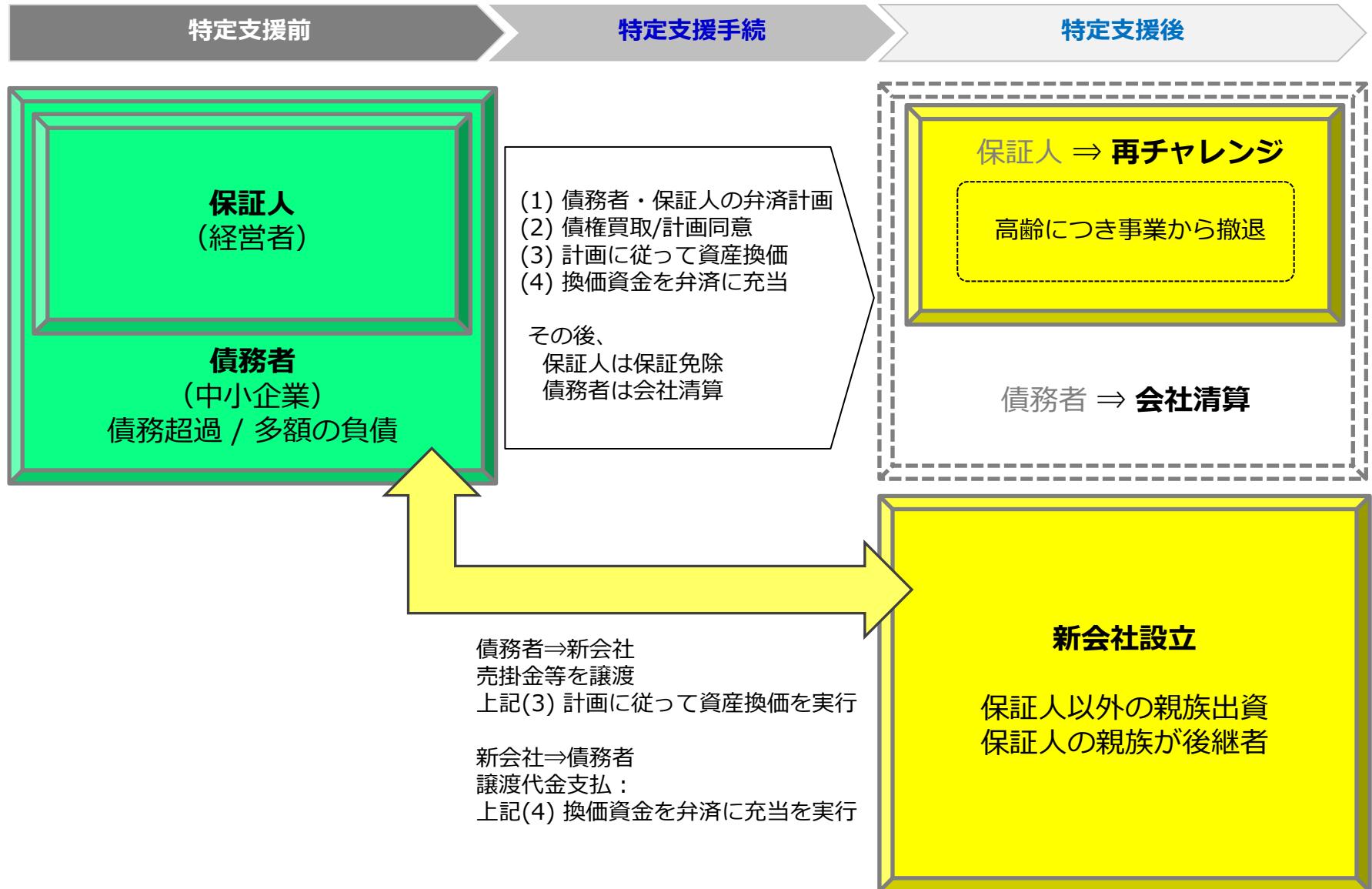
- ・対象事業者、代表者等保証人ともに、弁済計画に基づいて、速やかに資産の処分等を行って、弁済を実行
- ・弁済を行ったのちに、保証人は保証債務の免除を受け、その後、清算等により対象事業者向け債権の放棄を行い、手続きは終了

特定支援の取引事例 1 ~ 単純廃業：特定支援における基本パターン ~

事前相談時の債務者の状況は多い順に①事業継続中、②廃業準備中、③実質廃業の3パターン。

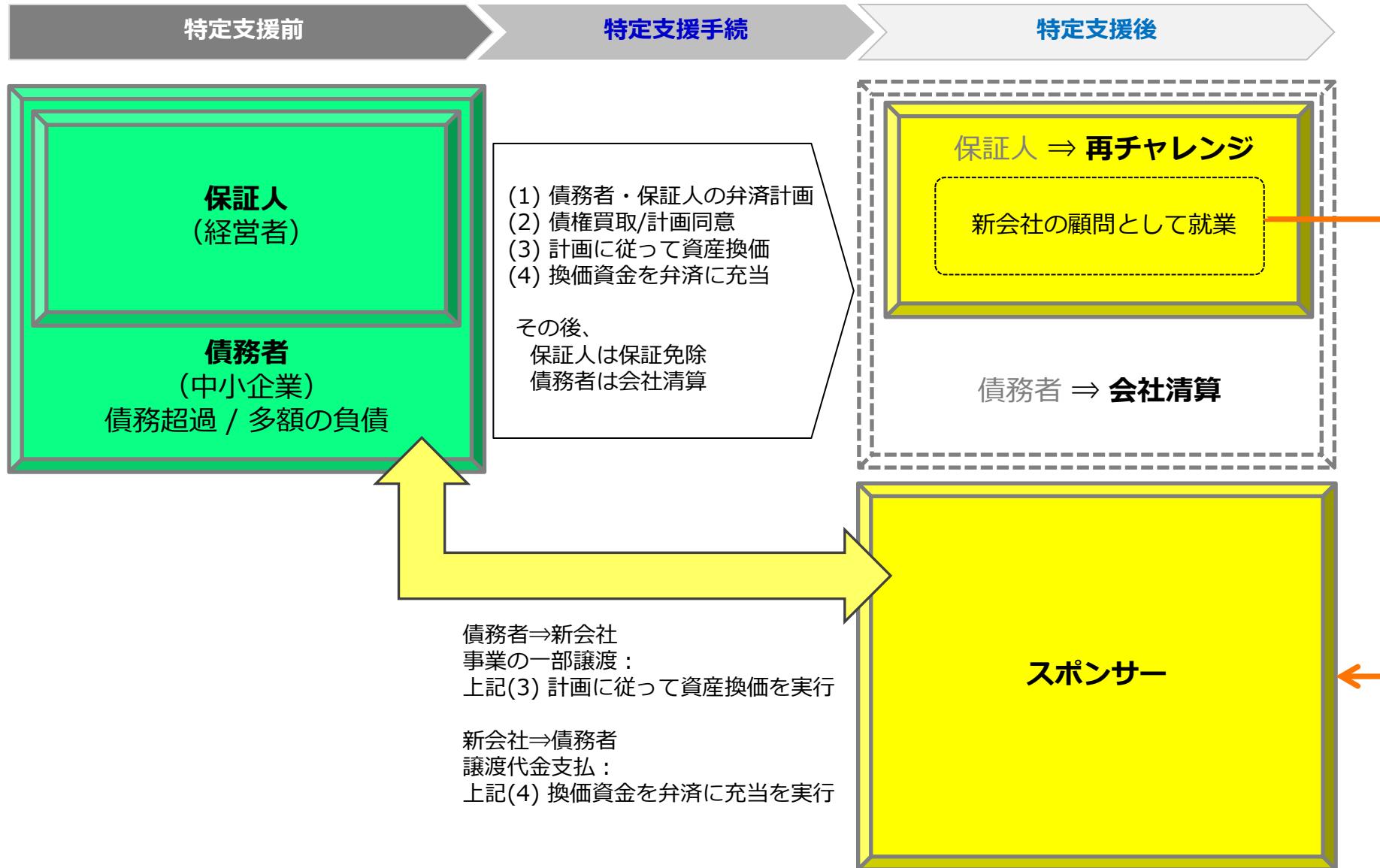


特定支援の取引事例 2 ~事業承継+廃業~



特定支援の取引事例 3

～事業譲渡+廃業～



Disclaimer

- 本資料は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）及びその子会社の活動に関する情報提供のみを目的として作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報につきまして、その正確性には万全を期して作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。また、過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。本資料に基づくいかなる判断につきましてもREVICはその結果の責任を負いかねます。
- 本資料の一切の権利はREVICに属しており、本資料の全体又は一部の如何にかかわらず、いかなる形式においてもREVICに無断で複製又は転送すること等は禁じられております。

ご連絡先

ご相談は、下記の
連絡先までお気軽にお問い合わせください

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 – 6 – 1 大手町ビル9階

代表電話：03-6266-0310